

埼玉学園大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、埼玉学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学設置時に人材養成の目標とした「自立と共生」を基本理念として掲げ、これを建学の精神と同義と捉え、それに基づき、大学の使命・目的を定めている。それらは、教育理念として集約され、基本理念とともに、学則、ホームページ、学生便覧などに明示して、学内外に周知している。教育理念の達成を大学教育の根幹とし、その中で、教職員、学生が取るべき姿勢を「大学コンセプト」としてまとめて、教育活動に生かしている。

2学部4学科で構成された教育研究組織は、教育理念の達成に適切な規模と構成であり、各学科ともに学習の到達目標に配慮したコース制を設けている。教授会のもとで、学科の意向と教育理念との整合性を担保する組織を整え、教養教育の責任体制も明確である。

教育理念をもとにして、各学部・学科の人材養成の目的を学則に明記し、それに沿って体系的な教育課程を編成している。その中で、4年間継続するゼミ指導や少人数教育が適切に行われている。また、教育目的の達成度の点検を継続的に行っている。

アドミッションポリシーが学科ごとに定められ、それに沿って、安定的な学生募集と学生の質の向上に向けて、大学をあげて取り組むとともに、多彩な入試を実施して多様な能力を持つ学生を選考している。今後とも入学定員確保に向けた一層の努力が期待される。入学予定者の入学前準備教育、学生への学習支援体制が整備され適切である。

大学設置基準に定める教員数及び教授数を確保し、教育課程を遂行するための必要な教員を配置している。教員の採用・昇任は、規則に基づき、適正に行われている。教員の教育力向上を目指した FD 委員会の活動は顕著である。

大学の目的を達成するために、必要な職員を雇用し、大学の組織運営上、合理的で効率的な職員の配置を行っている。

「学校法人峯徳学園寄附行為」などに則り、大学の管理運営が適切に行われている。管理部門と教学部門との構成員が相互に関わり、両部門間の連携は適切である。大学開設時から「自己点検評価委員会」を置き、大学の諸活動を自己点検・評価する体制を整えている。

学生生徒等納付金収入、補助金収入が帰属収入の大部分を占め、学生定員確保が最重要の課題である。併せて、中・長期の財務・事業計画の策定による堅実な財務運営と外部資金

の積極的な導入に取り組むことが期待される。厳しい財務状況にある中で、種々の改善努力により、消費支出比率や消費収支比率が安定する方向にある。会計処理及び監査は、規程に基づき適切に処理されている。

校地面積、校舎面積は、大学設置基準を満たし、必要な施設を整備している。学生生活環境の改善、施設設備の安全性、施設保全などへの対策が適切に取られている。

平成 21(2009)年度大学教育・学生支援推進事業（学生支援推進プログラム）として、「大学と地場企業との協働による就職基礎能力向上プログラムの開発」が採択された。これは、大学と、地域社会との連携が構築されている証である。

大学における組織倫理に関する規程や規則が整備されている。また、教職員に対して、「教職員行動規範」を定め、誠実・公正な職務に対する方針を打ち出している。教育研究成果の学報、紀要、叢書での刊行、研究論文のホームページ上での公開など、大学は、積極的な広報活動を展開している。

学生に自立的に行動する習慣を身につけさせるための取組み、学生に自立的学習を促す取組み、少人数教育に代表されるきめ細かな教育システム、学生の学習・生活を支援する学生支援体制などを整え、大学は、教育理念に従って学生を育成しようと努めている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学設置時に掲げた人材養成の目標である「自立と共生」を基本理念としてうたい、これを建学の精神と同義と捉えるとともに、それに基づき、使命・目的を定めている。それらは、教育理念「自立と共生の意識を持った人材の養成」に集約され、すべての活動の原点としている。教育理念は、「自らの頭で考え、自らの足で立ち、豊かなコミュニケーション力を持つ人材の育成」と言い換えて、学生などの具体的な理解に供している。

基本理念、教育理念は、ホームページに掲載し、学内外に公開するとともに、「埼玉学園大学学則」に明記している。学生には、「学生便覧」「履修のてびき」に記載し、周知を図っている。更に「埼玉学園大学学報」にも掲載し、外部の関係者、保護者などへの周知に努めている。教職員に対しては、毎年、年度当初の学長挨拶で、教育理念や諸施策について説明し、理解を求めている。特に、新任の教員には、「新任教員研修会」において教育理念とそれに基づく教育活動への理解を深めている。教育理念の達成が大学教育の根幹とし、教職員と学生が銘記すべき大学の姿勢を「学ぶ楽しさ、知るよろこび」という「大学コンセプト」としてまとめている。教職員、学生は、その実践に心掛け、種々の具体的な取組みを行っている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

2 学部 4 学科で構成する教育研究組織は、大学の使命・目的を達成するために適切な規模と構成を有している。各学科ともに、学習の到達目標に配慮したコース制を設け、それぞれのコースの主要科目に専任教員を配置している。

全学共通科目の設定など教養教育への取組みの責任体制は明確である。すなわち、教養教育については、「教育課程委員会」で方針策定を行い、教務委員会で検討して、教授会で意思決定をしている。

教育研究に関わる学内意思決定機関である教授会を頂点とし、そのもとで、教学関係の委員会の役割分担が明確に位置づけられており、学科の意向と大学の教育理念の整合性を担保する体制が整っている。教育研究に関わる事項を審議・決定する教務委員会が教授会のもとに置かれ、教務委員会での審議・決定事項は、委員長会議における教育理念との整合性などの審議を経て、教授会に諮られ、実施に移されている。この間、教務委員会は、学部・学科、FD 委員会など、他の機関との調整を繰り返し行っており、意思決定過程は、適切に機能している。また、2 学部からなる教授会があり、またそれを補うものとして、学部会議、学科会議が適宜開催され、各部署独自の課題について検討しており、適切に機能している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

「自立と共生の意識を持った人材の養成」という教育理念が学則に明記され、この理念に沿って、各学部・学科の教育目標が設定され、学生への周知徹底が図られている。また、各学科ともコース（履修モデル）が設定されており、学生が到達すべき目標を目指して学習できるよう工夫されている。

各学部・学科の教育課程は、1・2 年次に「全学共通科目」「外国語科目」、2・3 年次に「学部共通専門科目」、3・4 年次に「学科専門科目」と、学生が教養的知識と専門的知識が修得できるよう、段階的・体系的に構成されている。また、1 年次から 4 年間にわたる一貫したゼミ指導が行われ、授業では、小規模教室を多用した少人数教育が行われている。

年 2 回実施している「学生による授業アンケート」調査などによって、教育目的の達成度の点検結果を踏まえた改善を継続的に実施している。学習評価についてもシラバスに明記するなど、評価の客観性を担保している。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育理念を踏まえたアドミッションポリシーが学部学科ごとに具体的に設定されている。これに基づいて学生募集活動や多彩な入学者選抜が実施されている。入試については学長を委員長とした入試委員会のもとで実施されている。収容定員及び入学定員については一部の学部で充足できていないが、現在定員確保に向けた取組みが進められている。また、退学者を減らすための特段の取組みが必要であるが、新たに設置された「修学支援プロジェクト」による改善が期待される。学習支援体制については、「入学前準備授業」入学後の「学習支援室」、4年間継続する「チューター制」と組合わせた少人数の演習、オフィスアワーなどが実施されている。学習支援に対する学生の意見は、おもに授業アンケートによって聴取しているが、必ずしも十分とはいえない。

学生サービスについては、学生委員会と学生課が連携して、課外活動への支援、経済的支援、健康相談、心的支援などへの対応を図っている。

就職・進学支援などの体制については、キャリアセンターが中心となって対応している。各種のキャリア支援行事を開催すると同時に、キャリア支援科目を全学共通科目として開講し職業意識の向上に努めている。無業者・未決定者となっている卒業生が少ないため、キャリア教育を含めたキャリア支援体制の一層の強化が課題であるが、現在、大学と地場企業との協働で就職基礎能力を強化する取組みが進められている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準で求められている専任教員数と教授数を共に確保し、主要科目は基本的に専任教員が担当している。

教員の採用・昇任については「埼玉学園大学教育職員の選考に関する規則」及び「埼玉学園大学教育職員の選考基準に関する規則」を定め、それらに基づいて採用と昇任が適切に行われている。

教員の教育担当時間は適切であり、全教員がオフィスアワーを設け、学生の学習相談などに当たっている。教員の個人研究費は職位に関わらず一律に支給され、教員への教育研究支援として適切である。また、共同研究を活発化するため共同研究費が設けられている。

教育研究活動向上のため FD 委員会が設けられ、そのもとで、学生による授業アンケートの実施と報告書の作成、講習会の開催、授業改善の交流会や新任教員研修会などが実施されている。授業アンケートは FD 委員会によって年 2 回実施され、担当教員が問題点や改善方法を記した『学生による授業アンケート』実施報告書を毎回作成し公表し、授業

改善に努めている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員の人事については、「埼玉学園大学就業規則」をはじめとする諸規則により適切に運用されている。大学の組織を運営する上で、必要な職員が確保されている。学生サービスへの対応は、ワンストップサービスをとっており、合理的かつ効率的な職員の配置を行っている。

職員の資質向上のための取組みとして、毎年、学内研修を行っている。また、文部科学省、日本私学振興事業団、日本私立大学協会などが主催する外部研修にも職員が参加し、重要な研修の機会と位置付けている。職員の資質・能力向上のための SD(Staff Development)活動は極めて重要であり、次世代の人材養成を視野に、組織的かつ体系的な SD プログラムを用意し、それに沿って、若手職員を中心に SD を継続的に実施することが望まれる。

教育研究活動の支援については、教務課、「教員・保育士養成支援課」「情報サービス課」「キャリア支援課」、総務課を置き、教員・学生の教育研究推進のための事務体制を構築している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

理事会・評議員会は、「学校法人峯徳学園寄附行為」に基づいて整備され、適切に機能している。法人及び大学の管理運営のため、理事会、評議員会、「運営会議」「委員長会議」、教授会が置かれ、それぞれの立場からチェックできる体制が確立されている。

理事会の主な決定事項は、教授会で必ず報告をしている。また、大学運営における重要事項の企画・調整を担う「運営会議」での審議内容のすべては、「委員長会議」に提起もしくは報告しており、教学の視点からの意見が聴取できる仕組みをとっている。また、管理部門と教学部門の構成員を一部同一人物にし、両部門間の連携を密にしている。

大学開学と同時に「自己点検評価委員会」を設置し、教育研究活動をはじめとする大学運営の基幹となる事項について、総合的に自己点検・評価を行う体制が整備されている。自己点検・評価結果は、「自己点検・評価報告書」としてまとめられ、学内外に公表され、大学運営の改善・充実につなげている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の帰属収入の大部分は学生生徒等納付金収入、補助金収入が占めている。流動比率や前受金保有率などは、全国平均をかなり下回っている状況にあり、入学生数によって財政状況が大きく変動する状況にある。したがって学生確保の取組みが最重要課題である。今後は、経常経費の節減を図りつつ、設備投資も含めた中・長期的な財務計画を策定し、堅実な財政運営に期待したい。会計処理及び監査については、規程に基づき適正に行われている。

財務情報は、大学機関紙に掲載し公開しているが、今後は、ホームページ上での公開が望まれる。

寄附金、特別補助金、科学研究費補助金、受託研究費など外部資金獲得について積極的に取り組むことが望まれる。

大学は、開学時における先行投資に加え、近年は入学者の定員割れが続いており、厳しい財政状況ではあるが、さまざまな改善努力を行うことにより、消費支出比率や消費収支比率も安定傾向にある。大学の研究目的を達成する財政基盤は、収支のバランスを考慮した運営、取組みが行われている。

【参考意見】

- ・財務情報をホームページ上で公開することが望まれる。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、運動場、校舎などの施設設備は、大学設置基準を満たしており、適切に整備されている。情報ネットワーク環境も学内 LAN が整備され、「情報メディアセンター」やカフェテリアに無線 LAN を設置し、学生の手持ちのノートパソコンが利用できる環境を整えている。今後も継続的に情報ネットワーク環境の充実やその整備に積極的かつ計画的に取り組むことが期待される。

耐震及びアスベストなどの対策は適切にとられ、また、一般の施設は、専門の業者によって検査・保守点検が定期的に行われており、安全性は確保されている。施設の深夜及び休日の管理は守衛の配置によって安全の確保に努めている。職員が、AED（自動体外式除細動器）使用についての講習を受講するなどして、緊急時への対応は適切である。

学生生活環境面では、分煙の取組みについては課題が残るものの植樹の推進やバリアフ

リー環境の整備がなされ、安全で快適な教育研究環境が保たれている。校舎内の共有スペースは十分な広さで、ゆとりのある学習・生活環境を整えている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

全般に地域社会との連携については、取組みを始めたばかりであるが、教育研究上における企業との連携では、全学的なインターンシップの実施や企業経営者などを講師として招聘し実施する経営学部の「特別講義」などにより、適切な関係を築いている。内容については低調な箇所もあるため、大学が持っている物的・人的資源の有効活用という面で同窓会、保護者会などの設立・連携も視野に入れた今後の取組みに期待したい。

「情報メディアセンター」（図書館）の開放、地域の他大学、及び高大連携など更に深める努力が望まれるが、今後は、学生の資格取得支援と社会人の生涯学習の場を提供する機関として平成 20(2008)年度に設置された「エクステンションセンター」をコアとした活動が期待できる。

平成 21(2009)年度には、大学教育・学生支援推進事業（学生支援推進プログラム）として、「大学と地場企業との協働による就職基礎能力向上プログラムの開発」が採択され、地域社会との協力関係を構築し、これを機に地域社会との連携においてより一層の活動の深化と活動領域の拡大に努力している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学の組織運営上必要な倫理関係の各種規程を定め、適切な組織運営がなされている。教職員に対して、ハラスメントへの認識を深めるために研修会を開催し、全教職員が出席している。また、「教職員行動規範」を定めて、誠実・公正に職務の遂行にあたるよう明確に方針を出しており、組織として健全性を保っている。

危機管理体制の整備については、「埼玉学園大学防火防災管理組織図」を作成し、防災意識の向上に努めており、緊急に対応すべき案件が生じた場合、それに対応する組織が作られ、即応的機能を果たしている。

大学の教育研究成果は、学報、紀要、叢書などの各種刊行物として出版するとともに、研究論文は、大学のホームページでも公開され、積極的な広報活動を展開している。

